

事 務 連 絡
平成 23 年 4 月 4 日

社団法人日本建設業団体連合会 御中
社団法人全国建設業協会 御中
社団法人日本建設業経営協会 御中
社団法人全国中小建設業協会 御中
社団法人全国解体工事業団体連合会 御中
社団法人全国中小建築工事業団体連合会 御中
社団法人建設産業専門団体連合会 御中
社団法人住宅生産団体連合会 御中

国土交通省総合政策局建設業課

平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震における
「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」の周知等について

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い発生した廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理については、政府の「緊急災害対策本部」の元に設置された「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討会議（仮称）」（座長 樋高環境大臣政務官。以下、「検討会議」という。）等において検討が進められております。

この度、検討会議での検討を踏まえ、「損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）」（以下、「指針」という。）が、環境省から関係県に周知されておりますのでお知らせいたします。

なお、指針は、今後修正があり得る暫定版という整理になっております。また、指針について、現時点では、文書による自治体への通知やホームページでの公表は予定されていないとのことです。（関係県で開催されている災害廃棄物処理対策協議会では、会議資料として配付されています。）

加えて、指針の 12 ページ「収集（9）」に記載のある、アスベスト混入廃棄物等の処理についての事務連絡は以下の環境省のホームページ（<http://www.env.go.jp/jishin/index.html>）に掲載されておりますので、あわせてお知らせいたします。

さらに、損壊家屋等の災害廃棄物の処理と併行して、一部損壊した建築物等に係る解体工事、修繕・模様替工事等（以下、「解体工事等」という。）が、今後増加するものと予想されます。

特に、解体工事等における石綿の取扱いについて、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）においては、対象建設工事の受注者は正当な理由がある場合を除き、同法施行規則にも基づき、吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したもの（以下、「付着物」という。）の有無の調査及び付着物の除去と特定建設資材の分別解体等の適正な実施を確保するための措置を講ずることとされております。

貴団体におかれては、損壊家屋等の災害廃棄物の処理にあたっては指針を参考にするとともに、一部損壊した家屋等の解体工事等の実施にあたっては建設リサイクル法並びにその他石綿に関する関係法令を遵守して適正に実施して頂きますよう、傘下会員に対して周知して頂きますよう御協力お願いいたします。

問い合わせ先 建設業課 岩崎、宮中 電話番号：03-5253-8111（内線 24733、24755）
--